

5

雇用対策

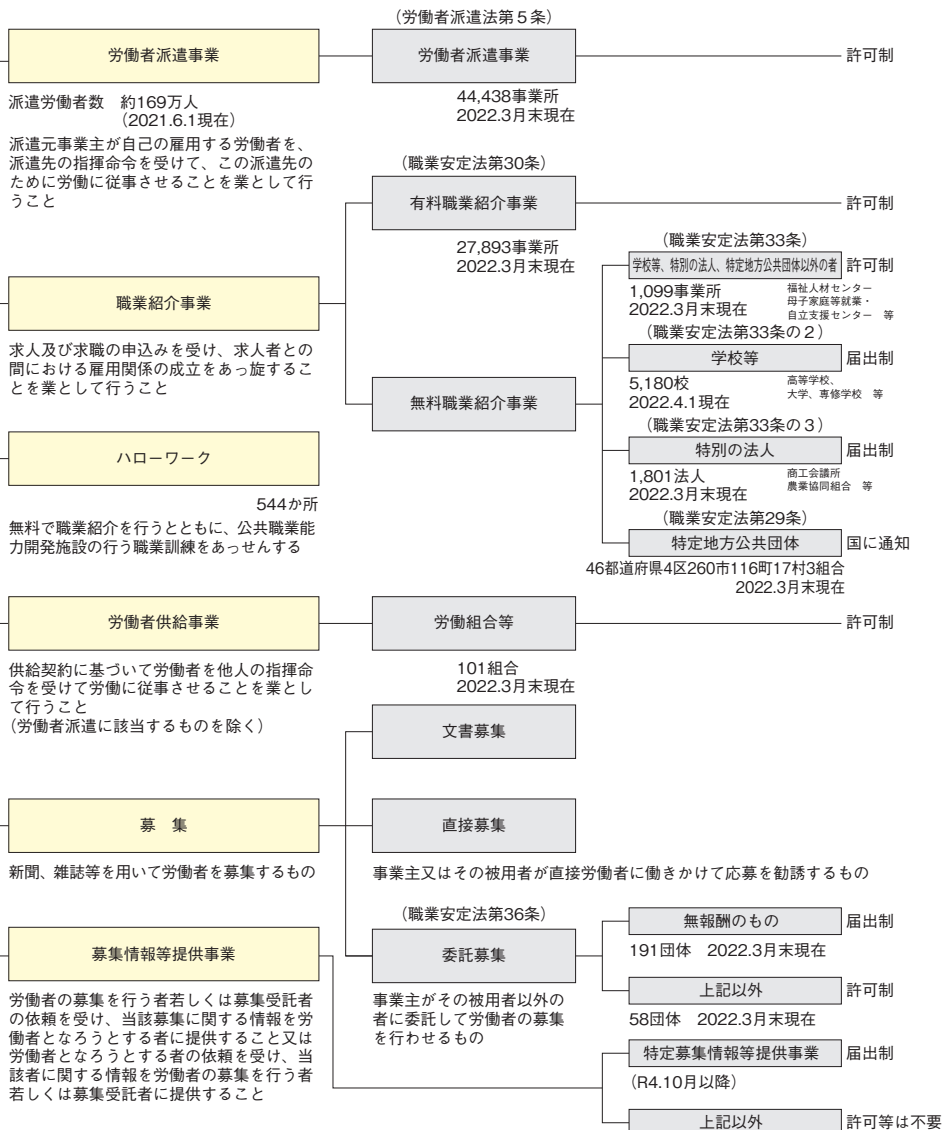
5

雇用対策

民間等の労働力需給調整事業

概要

労働力需給調整システムの体系



若年者等雇用対策

概要

令和5年度における主な若年者等雇用対策関連

1 若者雇用促進法に基づく取組の着実な実施

- 若者雇用促進法（「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号））に基づき、①新卒者等の募集を行う企業による職場情報の提供の仕組み、②若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（ユースエール認定制度）等を実施する。

2 新卒者等の就職支援

- 全都道府県にワストップで新卒予定者及び卒業後おおむね3年以内の者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置し、学校等との連携の下、「就職支援ナビゲーター」によるきめ細かな支援を実施している。
- 若者雇用促進法に基づく指針を通じて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの周知徹底等により、卒業後も「就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の職場定着支援等を強化する。

3 フリーター等の正社員化の推進

- わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援
 - 通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模範面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施。
- トライアル雇用助成金の活用による就職支援
 - ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3ヶ月の試用雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大4万円、最長3ヶ月）の活用により、常用雇用への移行を促進する。

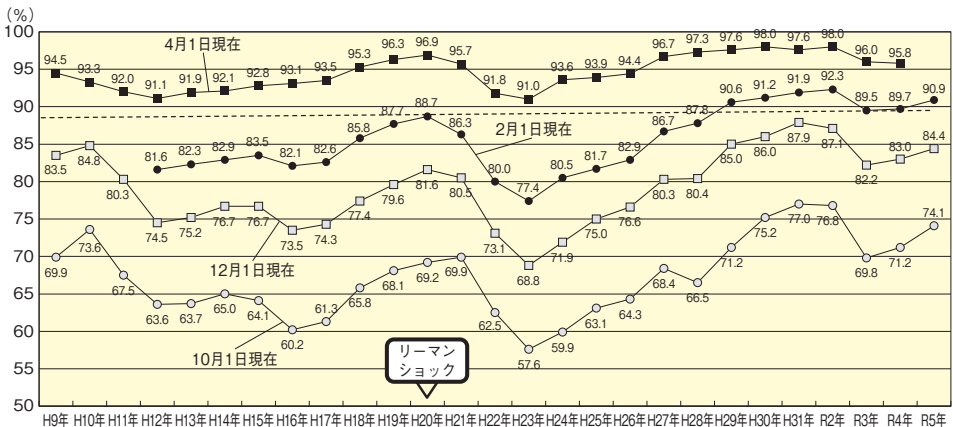
4 ニート等の職業的自立支援の推進

- 「地域若者サポートステーション」を全国に設置し地方公共団体と協働し、ニート等の職業的自立に向けての専門的相談等を行う。

5 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

- 就職氷河期に就職時期を迎え、現在不本意ながら非正規雇用で働いている方や求職中の方に対して、ハローワークの就職氷河期世代専門窓口でのきめ細かな就職相談・定着支援及び就職氷河期世代の採用や正社員化を後押しするための事業主に対する助成措置等を実施。
- 就職氷河期世代の方のうち、長期にわたり無業の状態にある方に対して、地域若者サポートステーションにおいて職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施。
- 都道府県ごとに設置されているプラットフォーム（都道府県、労働局、経済団体等が参加）において、地域における就職氷河期世代の活躍促進の社会的気運を醸成するとともに、各種支援の積極的な広範を実施。

詳細データ 新規大学卒業（予定）者の就職（内定）率



資料出所：「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」（文部科学省・厚生労働省）
 （注）就職（内定）率とは、就職希望者に占める就職（内定）者の割合。（各年3月卒）

高年齢者雇用就業対策

概 要

高年齢者雇用就業対策の体系

①高年齢者雇用確保措置の実施義務（65歳までの雇用機会の確保）

- 高年齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で指導等を実施。

②高年齢者就業確保措置の実施の努力義務（70歳までの就業機会の確保）

- 高年齢者雇用安定法に基づき、70歳までの就業確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施。

③高年齢者（65歳以上の者を含む。）の再就職支援の充実・強化

- 高年齢者が年齢にかかわらず安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、就職に結びつく技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。
 - ・ 生涯現役支援窓口事業の実施
（全国の主要なハローワークに特に65歳以上の求職者支援に取り組む生涯現役支援窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施）
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給
（高年齢者等の雇入れを行う事業主に対する助成を実施）

④「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進（65歳以降の就労機会の確保に向けた取組）

【企業支援】年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

- 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。
 - ・ 65歳超雇用推進助成金の支給
（65歳を超えた定年延長や継続雇用制度の導入等、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主を支援するための助成を実施）
 - ・ 年齢にかかわらず働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助
（高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等が生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施）
 - ・ 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施
（高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する）

【地域高年齢者支援】高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- 高年齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用等により、高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。
 - ・ シルバー人材センターの機能強化
（シルバー人材センターを活用する高年齢者が人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、会員拡大等による企業とのマッチング機能等を強化する。）
 - ・ 生涯現役促進地域連携事業の実施
（地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の就業促進に結びつく事業を実施）
 - ・ 生涯現役地域づくり環境整備事業の実施
（地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、高年齢者への就労支援と地域福祉・地方創生等を一体的に取り組む事業を実施）

障害者雇用対策

概要

障害者に対する就労支援の推進～障害者雇用関係施策の概要～

I 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

- 1 ハローワークにおける「チーム支援」等の実施による支援の充実・強化
 - (1) 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施
障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。
 - (2) 「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークのマッチング機能の強化
福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員と福祉施設の職員、その他の就職支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。
 - (3) 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施
障害者やその保護者、これらを取り巻く就労支援機関・特別支援学校・医療機関等関係機関の職員等に対し、企業での就業への理解促進を図り、企業での就業に対する不安感等を払拭させるため、地域のニーズを踏まえた支援を実施する。
 - (4) 障害者トライアル雇用事業の実施
ハローワーク等の紹介により障害者を試用雇用（原則3か月。精神障害者については最大12か月）。する事業主に対して助成し、障害者の雇用の促進と安定を図る。
- 2 安心して安定的に働き続けることができる環境の整備
 - (1) 障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援
障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
 - (2) 障害者の正社員化等に取り組む事業主への支援の充実
就業規則又は労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等である障害者を正規雇用、無期雇用に転換した場合に助成する。
 - (3) 障害者に対する差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援事業
全国7ブロックに障害者雇用に係る事業主の相談窓口の設置し合理的配慮等のノウハウを提供するとともに、障害者特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた措置を実施し、その先進的な取組を普及する事業を実施する。

II 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害者特性に対応した就労支援

- 1 精神障害者等に対する就労支援の充実
 - (1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の推進
障害者特性を踏まえた専門的就職支援や職場定着支援、及び事業主に對する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施するため、ハローワークに、精神障害者等の専門知識や支援経験を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。
 - (2) 精神・発達障害者しごとサポーターの養成
職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりにより、職場定着を推進するため、企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害者に対する正しい理解を促進する。
- 2 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受入体制の整備
精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の受入れに係るノウハウ普及・対応力強化に取り組む。
- 3 発達障害者、難病患者に対する就労支援
 - (1) 発達障害者雇用トータルサポーターによる就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援の実施
ハローワークに、発達障害者の専門知識や支援経験を有する「発達障害者雇用トータルサポーター」を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。
 - (2) 発達障害等のある学生等に対する専門的な就職支援の実施
就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援が必要な学生等の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。
 - (3) 難病相談支援センターと連携した難病患者への就労支援の実施
ハローワークに「難病患者者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センター等と連携して、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな就労支援を行う。
 - (4) 発達障害者・難病患者を雇い入れた事業主に対する助成の実施
発達障害者又は難病のある者を雇い入れ、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を実施する。

Ⅲ 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

1 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークの導入を検討している企業を対象としたコンサルティング等を実施する。

Ⅳ 公務部門における障害者雇用の支援

1 公務部門における障害者雇用の支援

公務部門における雇用する障害者の定着支援や支援体制づくりを重点的に実施するため、ハローワーク等に職場適応支援者を配置するとともに、必要な知識・スキルの習得を目的とした研修等を行う。

Ⅴ 障害者の職業能力開発支援の強化

1 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受入体制の整備（再掲）

2 障害者職業能力開発校における特別支援障害者に重点を置いた職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受入れ、障害特性に応じた職業訓練を実施するとともに、老朽化等により訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い施設整備を実施する。

3 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な訓練資源を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施する。

外国人雇用対策

概要

外国人雇用対策の基本的な考え方

現行法の枠組み

〔出入国管理及び難民認定法〕

- ・我が国に入学・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留する。
- ・一部の在留資格については、「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して上陸許可基準が定められている。

〔労働施策総合推進法〕(旧雇用対策法)

- ・国が講じるべき施策は、専門的・技術的分野の外国人の就業促進、外国人の雇用管理の改善及び再就職の促進、不法就労の防止とされている。
- ・事業主に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務を課し、事業主が講じるべき措置を具体化した「外国人指針」を告示。
- ・事業主に対し、外国人雇用状況の届出を義務付け。

基本的な考え方

〔労働施策基本方針〕 H31年4月施行

新たな外国人材の受入れ

中小企業等をはじめとした人手不足が深刻化していることから、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、真に必要な分野に着目し、従来の専門的・技術的分野における外国人材に加え、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する。(H30年12月改正入管法成立、H31年4月施行。)

外国人労働者の雇用管理の改善

外国人材の保護や円滑な受入れに向け、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針(平成19年厚生労働省告示第276号)の周知やこれに基づく適正な雇用管理のための相談・指導体制の整備を図りつつ、外国人と共生できるような社会の実現に向けて、労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保をはじめ、外国人労働者の雇用管理の改善等に取り組む。

在留資格に応じた支援

雇用管理改善の取組に関する好事例集の周知等による就労環境の整備等を通じて企業の高度外国人材の活用を積極的に推進するとともに、外国人留学生の卒業後の日本国内での就職・定着について、関係機関、大学、企業が連携しつつ効果的な支援を行う。また、定住者など我が国における活動制限のない外国人の安定した雇用を確保するため、日本語能力の改善を図る研修や職業訓練等を実施する。

具体的対応

〔外国人労働者の雇用管理改善に向けた取組〕

- ・都道府県労働局、ハローワークの体制を整備し、以下の事項を実施。
 - 1) 事業主に対する外国人指針の周知・啓発。
 - 2) 外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。
- ・外国人特有の事情に配慮し雇用管理の改善に関する取組を通じて、外国人労働者の職場定着の促進等を図った事業主に対して助成する「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)」を実施。

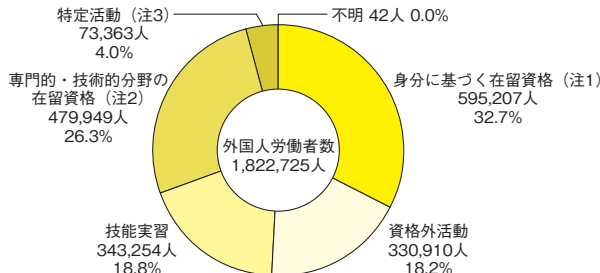
〔外国人に対する就職・定着支援〕

- ・外国人雇用サービスセンター(東京、愛知、大阪、福岡)を中心とした全国ネットワークを活用し、専門的・技術的分野の外国人の就業を促進。
- ・外国人雇用サービスセンター及び留学生が多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーが、大学等の各部門と連携し、留学生の国内就職を促進。
- ・日系人等の外国人求職者に対するきめ細かな支援を実施。
 - 1) ハローワークに通訳・相談員を配置して、職業紹介・職業相談を実施
 - 2) 全国すべてのハローワーク(出張所等含む)において、多言語による対応を行うため、13ヶ国語の電話通訳が可能なコールセンターによる支援を実施。
 - 3) 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を図る「外国人就労・定着支援セミナー」を実施。

外国人雇用状況の届出制度の周知徹底

詳細データ

在留資格別外国人労働者の割合



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(令和4年10月末)

(注1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

(注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

(注3) 「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

地域雇用対策

概要

地域雇用対策の概要

現下の課題

- 新型コロナウイルス感染症等による経済情勢の変化が地域の雇用失業情勢に及ぼす影響を注視しながら雇用対策を実施していく必要がある。

主な施策

【地方に魅力的な雇用の場をつくる取組への支援】

- 地域雇用開発助成金（令和5年度予算額9.5億円）
雇用機会の著しく不足する地域等において、事業所の設置・整備と求職者の雇入れを行う事業主に対して助成（地域雇用開発促進法に基づく事業）
- 地域雇用活性化推進事業（令和5年度予算額12.3億円）
雇用機会の不足する地域等において、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保等の取組を、市町村を中心とした地域の協議会に対して委託（地域雇用開発促進法に基づく事業）
- 地域活性化雇用創造プロジェクト（令和5年度予算額52.2億円）
国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して補助

【地方へのUIJターンの支援】

- 地方就職希望者活性化事業（令和5年度予算額6.6億円）
潜在的な地方就職希望者の掘り起こし、地方就職への動機付け、地方求人とのマッチング支援等を実施
- 中途採用等支援助成金（UIJターンコース）
（令和5年度予算額98百万円）
東京圏からのUIJターン者を採用した事業主に対して採用活動経費を助成

【その他】

- 事業復興型雇用確保事業（令和5年度予算額 制度要求）
東日本大震災の被災地において、被災求職者を雇い入れた中小企業等に対する助成（復興特会）
（令和3年度実績：支給労働者数2,569人、事業額10.5億円）

雇用保険制度

概要

雇用保険制度の概要

- 雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である（労働者を雇用する事業は、原則として強制適用）。
適用事業所：235万所、被保険者：4,444万人、受給者実人員：43万人（令和3年度平均）
- 雇用保険は、
 - 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付及び育児休業給付を支給するとともに、
 - 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。



詳細データ① 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度 予算	4年度 予算
収 入	10,881	11,242	11,386	4,087	21,600	15,460
うち 保険料収入	10,587	10,879	11,099	3,809	3,908	7,881
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	184	208	230	230	17,550	7,486
うち 就職支援法事業に係る 国庫負担金	5	5	5	5	96	67
支 出	16,402	17,155	18,148	15,180	14,520	15,870
(うち 失業等給付費)	14,988	15,727	16,626	13,826	13,093	13,796
(うち 就職支援法事業)	191	156	134	130	151	278
差 引 剩 余	▲5,521	▲5,913	▲6,762	▲11,094	7,080	▲410
雇用安定事業費への貸し出し	-	-	-	▲13,951	▲14,447	▲3,510
積 立 金 残 高	57,545	51,632	44,871	19,826	12,460	8,540

⑤

雇用対策

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分することとしている。
 2. 令和4年度予算の「支出」には予備費(4'予算：550億円)が計上されている。
 3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

詳細データ② 育児休業給付関係収支状況

(単位：億円)

	2年度	3年度	4年度 予算
収 入	7,709	7,904	7,848
うち 保険料収入	7,615	7,812	7,738
うち 国庫負担金	81	79	91
支 出	6,648	6,656	7,473
うち 育児休業給付費	6,437	6,452	7,300
差 引 剩 余	1,061	1,249	375
積 立 金 残 高	1,061	2,310	2,685

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分するとともに資金を創設した。
 2. 育児休業給付については、令和元年度決算：5,709億円になっている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

詳細データ③ 雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 予算
収 入	6,245	5,892	5,735	27,452	27,451	18,995
支 出	4,517	4,796	4,725	46,116	35,794	18,995
差 引 剩 余	1,729	1,096	1,010	▲18,664	▲8,343	0
安 定 資 金 残 高	13,305	14,400	15,410	0	0	0

- (注) 1. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用対策

概要

近年の雇用対策の概要

<p>1 緊急雇用開発プログラム（平成10年4月、予算495億円）</p> <p>⇒雇用安定、人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金 特定求職者雇用開発助成金 <p>）拡充等 (cf総合経済対策、予算規模約16兆円)</p>
<p>2 雇用活性化総合プラン（平成10年11月、予算1兆円規模【15か月】）</p> <p>⇒雇用の安定に加え、雇用の創出、労働移動支援 【100万人規模の雇用の創出・安定を目指す】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業雇用創出人材確保助成金 緊急雇用創出特別奨励金 中高年労働移動支援特別助成金 <p>）創設 (cf緊急経済対策、予算規模17兆円超)</p>
<p>3 緊急雇用対策（平成11年6月、予算3,299億円）</p> <p>⇒中高年の非自発的失業者に焦点を当て、雇用機会の創出を最大の柱とした緊急の対策 【70万人を上回る規模の雇用・就業機会の増大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規・成長分野雇用創出特別奨励金の創設 人材移動特別助成金の創設（中高年労働移動支援特別助成金を本格的に拡充） 緊急地域雇用特別交付金の創設
<p>4 経済新生対策における雇用対策（平成11年11月、予算1兆円規模【15か月】）</p> <p>⇒中小企業の創業支援等による雇用の創出・安定、大規模なリストラの実施により影響を受ける地域における雇用創出対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業地域雇用創出特別奨励金 特定地域・下関企業雇用創出奨励金 <p>）創設 (cf経済新生対策、予算規模1兆円超)</p>
<p>5 ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策（平成12年5月）</p> <p>⇒成長産業に必要な人材の早期育成、就職促進 【35万人程度の雇用・就業機会の増大の実現化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術や介護関連分野の職業訓練 新規・成長分野雇用創出特別奨励金 学卒未就職者の採用後の能力開発の支援の創設等 <p>）拡充</p>
<p>6 日本新生のための新発展政策における雇用対策（平成12年10月）</p> <p>⇒IT革命の飛躍的推進等4分野に重点を置いた新発展政策</p> <ul style="list-style-type: none"> IT化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進 就労就業を通じた中高年齢者の就業機会の開発や高齢者のミスマッチ解消のための職場のバリエーション化推進事業の創設 <p>(cf日本新生のための新発展政策、予算規模1兆円程度)</p>
<p>7 緊急経済対策における雇用対策（平成13年4月）</p> <p>⇒雇用の創出とセーフティネット</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用創出特別奨励金、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置等の延長 中高年ホワイトカラー一般職者向け訓練コースの充実やIT関連の能力開発・人材育成の推進 改正雇用保護法の円滑な施行 しごと情報ネットの実施 雇用対策法等の改正法案の第191回通常国会での成立
<p>8 総合雇用対策（平成13年9月、予算8,771億円）</p> <p>⇒雇用の安定確保と新産業創出</p> <p>雇用の受け皿整備</p> <p>雇用のミスマッチの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 「しごと情報ネット」の拡充や「ハローワークインターネットサービス」の提供求人全国に拡大するなど求人情報の積極的提供、ハローワークの開所時間延長 キャリア・コンサルタントの養成等による能力・年齢のミスマッチの解消 民間教育訓練機関等の民間活力を活かした多様な能力開発機会の確保・創出 <p>セーフティネット整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急地域雇用創出特別交付金の創設 自職延長給付制度の拡充 自営廃業者等に対する生活資金貸付制度の創設
<p>9 改革加速のための総合対応策における雇用対策（平成14年10月）</p> <p>⇒雇用のセーフティネットの拡充</p> <p>不慮賃降給付の加速への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 不慮賃降給付就業支援特別奨励金の創設 <p>新たな雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域中高年雇用促進事業特別奨励金の創設 <p>民間による労働力供給調整の活性化・多様な就業形態への対応</p> <p>雇用保険制度の見直し</p> <p>雇職者に対する対応</p> <p>「産業再生・雇用対策戦略本部」の設置</p>
<p>10 改革加速プログラムにおける雇用対策（平成14年12月、予算5,130億円）</p> <p>⇒経済・社会構造の変革に備えた雇用のセーフティネットの構築</p> <p>雇用再生集中支援事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 不慮賃降給付就業支援特別奨励金の本格的拡充 早期再就職者支援基金事業の創設 <p>市場のニーズに沿ったキャリア形成の支援やマッチング機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間教育訓練責任支援創による就職支援の実施 雇用関係情報の積極的提供 <p>新たな雇用の創出及び雇用の安定確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域雇用促進事業特別奨励金の創設 受給資格者創業支援助成金の創設 緊急地域雇用創出特別交付金事業の拡充・効果的活用 緊急対応型ワークシェアリングの実施に対する助成措置の拡充 <p>雇用環境が特に厳しい層のための就職支援の強化</p> <p>雇職者に対するきめ細かい対応</p>

11 成長力強化への早期実施策における雇用対策（平成20年4月）
<p>⇒新雇用戦略 「全員参加の社会」の実現を目指してー</p> <p>若者の自立の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フリーター等正規雇用化プラン」 ・ニート等の自立支援の充実 ・ジョブ・カード制度の整備、充実 <p>女性の就業希望の実現（3年間で最大20万人の就業増（25～44歳女性））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新卒就業支援プログラム」を策定 ・仕事と家庭の両立支援 ・再就職・企業・継続就業支援の充実 ・両方になっても働ける社会の実現（3年間で100万人の就業増（50～64歳） ・希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 ・「団塊世代フロンティアプロジェクト」の推進 ・多岐な分野の就職による高齢者の生きがい、対策の推進 ・「福祉から雇用へ」推進5か年計画 <p>安定した雇用・生活の実現、安心・納得して働くことのできる環境整備</p>
12 安心実現のための緊急総合対策における雇用対策（平成20年8月）
平成20年度第1次補正予算99.4億円
<p>⇒非正規雇用対策等の推進</p> <p>非正規雇用対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間中の生活給付（月10万円）の創設等 ・非正規労働者就労支援センター（以下キャリアアップハローワーク）（3か所）の設置 <p>中小企業の雇維持への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業への雇用維持支援拡充（中小企業緊急雇用安定助成金の創設） <p>女性・高齢者・障害者の就労支援及び介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク事業の拡充（ファーストコースを10か所増） ・特定労働者雇用期間助成金（以下「特期金」）のメニューに65歳以上の高齢者を追加するほか、65歳以上の高齢者を執行的に雇う事業者に対する支援を実施 ・特期金の支給期間の延長（1年→1年半） ・障害者専門支援員員の拡充（227人→297人） ・介護人材確保現場定着支援助成金の創設（介護実習生経験者を雇入れた事業者へ50万円助成）の創設 <small>（cf安心実現のための緊急総合対策、予算規模14兆円程度）</small>
13 生活対策における雇用対策（平成20年10月）
平成20年度第2次補正予算2,505億円、平成21年度予算（追加要求分）約300億円
<p>⇒生活者の暮らしの安心</p> <p>家計緊急支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組（1.2→0.8%） <p>雇用セーフティネット強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設（中小企業100万円、大企業50万円） ・キャリアアップハローワークの増設（3→5か所） ・訓練期間中の生活給付給付の拡充（10→12万円増） ・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充（中小企業の助成率2/3→4/5） ・ふるさと雇用再生特別交付金の創設（2,500億円） <p>生活安心確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材確保現場定着支援助成金の拡充（年長フリーター等の雇入れ50→100万円） ・介護労働者確保等整備モデル奨励金の創設（経費の1/2を助成） ・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設（障害者の初めての雇入れ100万円支給） <small>（cf生活対策、予算規模32兆円程度）</small>
14 生活防衛のための緊急対策における雇用対策（平成20年12月）
平成20年度第2次補正予算1,542億円、平成21年度予算（追加要求分）約1,300億円
<p>⇒雇用機会の確保と離職した人に対する住宅・生活支援</p> <p>住宅・生活対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の継続賃借と事業主への助成（月4～6万円、6か月まで）や住宅・生活支援の資金貸付（最大186万円）及び雇用促進住宅の最大限の活用 <p>雇用維持対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金等の拡充（大企業の助成率1/2→2/3） ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業者への奨励金の創設（中小企業100万円、大企業50万円） <p>再就職支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出事業の創設（1,500億円） ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用に向けた長期訓練の実施（最長2年間） <p>内定取消し対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度の機能強化 <small>（cf生活防衛のための緊急対策、予算規模64兆円程度）</small>
15 経済危機対策における雇用対策（平成21年4月）
平成21年度第1次補正予算2兆5,128億円
<p>⇒非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの推進</p> <p>雇用調整助成金の拡充等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇等を行わない場合の助成率の上昇（中小企業4/5→9/10、大企業2/3→3/4） ・1年間の支給限度日数（200日）の増廣 <p>再就職支援・能力開発対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急人材育成・経歴支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援（訓練期間中の生活保障（月10～12万円の給付及び8万円までの賃付）等） ・職業能力開発支援の拡充・強化 ・障害者の雇用対策 ・ハローワーク機能の技術的強化等 <p>雇用創出対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出事業の積み増し等 ・派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等 ・派遣切りの防止など労働者保護の強化等 ・内定取消し対策等 ・外国人労働者への支援 <p>住宅・生活支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等（つなぎ資金（最大10万円）、生活費（最大1年間、月20万円以内）の貸付け、住宅手当（最大6か月間）の支給等）
16 緊急雇用対策（平成21年10月）
<p>⇒「緊急的な支援措置」と「緊急雇用創出プログラム」</p> <p>緊急的な支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資団・団員者（「フロンティア・サービス」など支援体制の強化）、新卒者支援（「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備） ・雇用維持の強化（雇用調整助成金の創設要件緩和等） ・「緊急雇用創出プログラム」の推進 <p>「緊急雇用創出プログラム」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護施設等で働きながら、研修を受け資格取得（介護福祉士、ホームヘルパー2級）ができる仕組みを創設 ・「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」の運用改善、「緊急雇用創出事業」の創設前倒し執行等

17 明日の安心と成長のための緊急経済対策における雇用対策（平成21年12月） 平成21年度2次補正予算5,984億円
⇒緊急対応策の強化、雇用戦略の推進 雇用調整助成金の要件緩和 ・（生産者要件）について、現行要件に加え、赤字企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象 貧困・困難者支援の強化 ・「フットストップ・サービス・デイ」の実施支援、ハローワークのフットストップ相談機能の充実（「住居・生活支援アドバイザー」を配置） ・「仕事手帳」や、空室・空き家の借上げによる「緊急一時泊施設」の設置等の継続的支援 新卒者支援の強化 ・「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の要する緊急増員 ・求職者の審査を体験雇用する事業主を支援する「新卒者体験雇用事業」の創設 重点分野における雇用の創造 ・介護、医療、農林、環境、エネルギー等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進
18 新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策（平成22年9月） 平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（雇用関連・厚労省分）1,176億円
⇒円高、デフレ状況に対する緊急的な対応（ステップ1） 新卒者雇用に関する緊急対策 ・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」[3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金] ・高卒・大卒就職ジョブサポーターの倍増配置（928人→1,753人） ・全都道府県労働局に新卒者専門の「新卒応援ハローワーク」を設置 ・「即応型雇用調整助成金」を拡大し、「卒業後3年間は新卒扱い」を盛り込む 雇用創造・人材育成の支援 ・「トランロン型サポート・モデル事業の実施」 ・重点分野雇用創造事業の拡充（1,000億円）
19 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月） 平成22年度補正予算（雇用関連・厚労省分）3,170億円
⇒景気・雇用動向を踏まえた機動的な対応（ステップ2） 新卒者・若年者支援の強化 ・「ジョブサポーター」の増員（1,753人→2,003人） ・若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充（25歳未満にも対象を拡大） 雇用調整助成金等による雇用拡大と生産者支援 ・雇用調整助成金の要件緩和（制度見直し） ・「任意対応」の拡充（住宅手当の支給など）を23年度末まで延長（制度見直し） 雇用創造・人材育成 ・重点分野雇用創造事業を拡充（1,000億円） ・新卒者人材育成支援事業の延長等（1,013億円） ・成長分野等人材育成支援事業の実施（500億円）
20 厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進（平成23年度予算での対応） 平成23年度予算（雇用関連・厚労省分）2,547億円
⇒「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえた本格的な「雇用・人材戦略」の推進（ステップ3） 雇用を「つなぐ」「創る」「守る」の3本柱 雇用を「つなぐ」 ・新卒者雇用対策の推進（110億円） ・トランロン型サポート・モデルの確立 ・本職者支援制度の創設（775億円） ・パーソナル・サポートなどの推進 雇用を「創る」 ・経済対策で拡充した重点分野雇用創造事業や、新設した成長分野等人材育成支援事業の効果的な実施 雇用を「守る」 ・雇用調整助成金の活用
21 東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出のための『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』
⇒東日本大震災の被災者の就労支援や雇用創出の促進 フェーズ1（4月5日取りまとめ）緊急期間のない緊急対応期間 復旧事業等による確実な雇用創出 ・重点分野雇用創造事業の拡充（「震災対応分野」を追加、雇用期間の1年制限を廃止） ・緊急雇用創出事業雇用期間の拡充（雇用期間の1年制限を廃止） 被災した方々としごととのマッチング体制の強化 ・「日本はひとつ」しごと協議会の創設 被災した方々の雇用の維持・確保 ・雇用調整助成金の拡充（制度見直し） フェーズ2（4月27日取りまとめ）第一次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分1兆2,277億円 復旧事業等による確実な雇用創出 雇用創出緊急事業の拡充（500億円） 被災した方々の新たな就職に向けた支援 ・被災した方を雇い入れる企業への助成金の拡充 ・就職前の人材研修と被災者のニーズに対応した求人開拓 被災した方々の雇用の維持・生活の安定 ・雇用調整助成金の拡充（7,269億円） ・雇用保険の延長対応の拡充（2,041億円） フェーズ3（10月25日取りまとめ）第三次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分3,823億円 産業復興と雇用対策の一體的支援 ・「事業復興型雇用創出事業」【生産現場・全員参加・世代継承型雇用創出事業】の創設（1,510億円） ・震災緊急雇用対応事業の実施（2,000億円） 復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等 ・被災地のニーズ等に応じた公民的職業訓練の継続展開等の拡充（151億円） ・新卒者就職支援プロジェクト事業の被災者特例の延長等や、ジョブサポーターの増員等による新卒者支援の更なる強化（237億円） ・雇用保険の給付の延長（制度見直し）
22 円高への総合的対応策～リスクに強靱な社会の構築を目指して～（平成23年10月） 平成23年度第3次補正予算3,925億円
⇒急速な円高の進行による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打った対応 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援 ・重点分野雇用創出事業の基金を2,000億円積み増し、拡充した事業の対象期間を平成25年度末まで延長 震災や円高の影響を受けた者への就職支援 ・雇用調整助成金等の拡充（制度見直し） ・新卒者等の就職支援 ・「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」[3年以内既卒者トライアル雇用奨励金]の実施期間延長 ・ジョブサポーターの増員（2,103人→2,203人） 職業訓練の拡充等 ・公民的職業訓練の拡充（制度見直し） ・成長分野等人材育成支援事業の拡充（制度見直し）

<p>23 日本再生加速プログラム～経済の再生と被災地の復興のために～（平成24年11月）</p> <p>経済危機対応・地域活性化予備費等の活用（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒景気悪化懸念に対応し、日本再生と復興を加速</p> <p>第1弾（平成24年10月26日の閣議決定と合わせて実施） 成長分野における正規雇用労働者も含めた人材のキャリアアップ支援 ・日本再生人材育成支援事業の創設（緊急人材育成・就職支援基金の活用）（制度要求）</p> <p>第2弾（平成24年11月30日閣議決定） 雇用増進への積極的対応 ・重点分野雇用創出事業の拡充（800億円）</p>
<p>24 日本経済再生のための緊急経済対策（平成25年1月）</p> <p>平成24年度補正予算（雇用関連分：厚労省）2,100億円</p> <p>⇒日本経済再生に向けた取組の第1弾</p> <p>被災者の一時的な雇用の確保 ・震災等緊急雇用対応事業の拡充・延長（500億円） 被災地での安定的な雇用の創出 ・事業復興型雇用創出事業の延長（制度要求） 若年者への人材育成の推進 ・若者育成支援事業の創設（600億円） 地域の雇用創出 ・起業支援型地域雇用創出事業の創設（1,000億円） 成長分野における雇用の創出 ・日本再生人材育成支援事業の延長・拡充（制度要求） 労働移動支援助成金の拡充（制度要求）</p>
<p>25 好循環実現のための経済対策（平成25年12月）</p> <p>平成25年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに</p> <p>競争力強化策 ・大企業と労働移動の促進（4億円） 女性・若者・高齢者・障害者向け施策 ・地域人づくり事業の創設（1,020億円） ・短期集中特別訓練事業の発給等（278億円） ・民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化（50億円） ・若者育成支援事業の推進（35億円） 復興、防災、安全対策の推進 ・産業政策と一体となった被災地の雇用支援等（448億円）</p>
<p>26 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月）</p> <p>平成26年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒経済の脆弱な部分に的を絞ったスピード感ある対応</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に含まれる施策の先行的実施 ・地域しごと支援事業の実施 【地域活性化・地域民生生活緊急支援交付金（地方創生先行型）（内閣官房・内閣府）1,700億円の内訳】</p>
<p>27 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月）</p> <p>平成27年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒包摂と多様性がもたらす持続的な成長、最重要課題への対応による好循環の強化</p> <p>結核・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 ・三年以上内職卒業者等採用定着奨励金の創設（制度要求） ・非正規雇用労働者の正社員転換等の推進（制度要求）</p>
<p>28 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月）</p> <p>平成28年度第2次補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒民間主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現</p> <p>一億総活躍社会の実現の加速 ・保育関連事業に対する職場定着支援助成金の拡充（制度要求） ・生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設（制度要求） ・65歳超雇用推進助成金の創設（6.8億円） 英国のEU加盟に伴うリスクへの対応や中小企業、地方等の支援 ・成長企業等への円滑な労働移動のための支援の強化（制度要求） ・地域における良質な雇用の創出等（30億円） 熊本地震や東日本大震災からの復興・防災対応の強化などの加速 ・地域雇用開発助成金の拡充（制度要求）</p>
<p>29 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月）</p> <p>平成30年度予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒人づくり革命の断行、生産性革命の実現</p> <p>リカレント教育など個人の学び直しへの支援 ・専門実践教育訓練給付等による支援（159億円） ・女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進（502億円） 生産性向上に資する人材育成の強化 ・第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資の拡充拡充（55億円） ・若者等に対する一貫した新たな能力開発等（381億円） 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援 ・転職・再就職者の採用機会拡大・受け入れ企業支援（1,300億円） ・転職・再就職の拡大に向けた見える化する化の推進（400億円） ・ハローワークにおけるマッチング機能の充実（27億円）</p>
<p>30 安心と成長の未来を拓く総合経済対策</p> <p>令和元年度補正予算</p> <p>⇒Society5.0の実現に受けた国民各層の未来へのチャレンジをさらに加速し、経済の強い成長軌道を確実なものに</p> <p>経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援 ・求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和 ・雇用者保護適用に向けた中小企業等への通知・専門家活用支援 ・ハローワークに就職氷河期世代支援の専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施 ・トヨタ労働助成金（一般トヨタコース）の拡充 ・特定再就職者雇用開発助成金（就職氷河期世代対応雇用開発コースの創設）</p>

31 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
令和2年度補正予算
⇒感染症の影響をしのぎ、その後のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻す
雇用の維持と事業の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の拡充（令和2年4月1日から同年6月30日において、助成率を引き上げ、雇用保険被保険者以外の労働者も助成対象とする等） ・コロナ禍における外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制などの強化 ・雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充（対象者数の拡充等）

32 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策
令和2年度
⇒国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開く
成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の特別措置等の延長・見直し ・出向元・出向先事業主への一体的な助成制度の創設（産業雇用安定助成金（仮称）） ・産業界・職種を超えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組を支援 ・コースの変化に応じた教育訓練給付対象講座の見直し ・人材開発支援助成金による企業種別支援、長期教育訓練体配付毎コースの要件緩和 ・雇用と福祉の連携による離職者への介護分野の就職支援 ・感染症の影響による離職者を就労雇用する事業主への助成（トライアル雇用助成金） ・紹介予定派遣を通じた正社員化に取り組み派遣先事業主への助成対象の拡充（キャリアアップ助成金） ・子育て中の女性等に対する仕事と家庭の両立ができる求人確保 ・新卒就職ハローワーク職における新卒者及び3年以上以内既卒者に対する就職支援の強化 ・就職先世代支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施 ・外国人に対する就職支援の多言語対応等の推進

33 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
令和3年度補正予算
⇒新型コロナウイルス感染症の拡大防止 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の特別措置等 ・雇用保険財政の安否
⇒未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動 <ul style="list-style-type: none"> ・3年間で4,000億円のパッケージの実施 ・コロナ禍での非正規雇用労働者の労働種別支援事業 ・デジタル人材育成 ・非正規雇用労働者のキャリアアップ

34 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策
令和4年度第2次補正予算
⇒買上げ、人への投資、成長分野への労働移動とそれを支える雇用保険財政の安定化（「買上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ）等 <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充 ・企業向上に向けた取組を支援する働き方改善推進支援助成金の拡充 ・企業内における事業展開等に伴う労働者のスキル習得を支援する人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）の創設 ・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善 ・特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進 ・賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の創設 ・賃金上昇を伴う早期再就職を支援する労働移動支援助成金の見直し ・賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡充を支援する中途採用等支援助成金の見直し ・同一労働同一賃金の徹底 ・雇用保険財政の安否 ・産業保健推進助成金を活用した労働者の健康促進支援 ・介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保 ・介護等の雇用の均等改善に向けた業務効率化や負担軽減の推進
⇒新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校休業等対応助成金・支援金による保護者の休職取得支援 ・雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援